

平成 24 年 7 月 27 日

各 位

東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号
日本ベリサイン株式会社
代表取締役社長 古市 克典

臨時株主総会招集及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日公告

当社は、平成 24 年 8 月 13 日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主を、平成 24 年 9 月下旬開催予定の臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することのできる株主と定めましたので公告いたします。

（注）当社は、上記臨時株主総会において、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとする事により、当社を会社法に規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の当社の株式を交付すること等についての議案を付議する予定です。上記臨時株主総会にて上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法に規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、上記種類株主総会の決議が必要となります。そこで、当社は、本公告により、上記臨時株主総会のほか、上記種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定することとしております。

以上